

---

---

## ■ 令和3年度第2回オンラインセミナー開催報告

主催 一般社団法人全日本駐車協会

---

---

令和3年度第2回オンラインセミナーが当協会主催にて開催されました。

日 時：令和4年2月24日(木)13時30分～14時30分

場 所：オンライン研修

参加者：85名

### 1. AC普通充電器のご紹介

講 師：一般社団法人電動車両用電力供給システム協議会

業務執行理事 鈴木 康史 様

#### <概要>

- ・一般社団法人電動車両用電力供給システム協議会(略称：EVPOSSA)は、普通充電器に係る諸問題を議論する業界横断的な場として2012年4月に設立。安全安心な充電器の普及を目指している。普通充電器と、電気自動車と住宅等をつなぐ充放電器を扱う。急速充電器はCHAdeMO協議会が扱っている。
- ・普通充電は、設備コストは安いが充電に時間がかかる。急速充電は、充電は早いですが設備コストがかかる。
- ・普通充電には3つの充電モードがある。  
MODE1：コンセント。車載の充電ケーブルで充電。電力供給のみで、制御回路なし。  
MODE2：コンセント。車載の充電ケーブルで充電。充電ケーブルに制御回路が内蔵されていて、安全。  
MODE3：充電ケーブル付き普通充電器。充電器に制御回路が内蔵されていて、より安全で便利。
- ・普通充電の充電ガン(コネクタ・プラグ)の仕様は、国際的に標準化されているType1。コネクタがType1でない自動車メーカーもあるが、国内ではアダプタが用意されている。
- ・急速充電とはコネクタ形状が異なり、車には普通／急速それぞれの充電口がある。充電口は、メーカーや車種によって様々な位置に設置されている。
- ・充電パターンとして、①出発地(基礎充電)、②目的地充電、③経路充電(継ぎ足し充電)がある。普通充電は、滞在時間の長い出発地や目的地に適している。
- ・充電設備設置費用は、コンセントタイプ(MODE1・2)は工事費別で数千円。充電ケーブル

搭載タイプ(MODE3)は60~100万円。急速充電器は300万円程度になり、定格出力によっては高額な電気工事が必要になる場合もある。

- ・パブリックエリアへの充電設備設置効果として、①環境への取組による効果、②差別化による集客効果、③課金による回収の3点があげられる。これらを総合した効果だけではなかなか設置が進まないところもあり、補助金の活用が効果的である。
- ・パブリックエリアでの運用方法として、①鍵や認証カードを貸出す窓口対応、②コイン精算機方式、③eMP等充電カード方式がある。①は窓口対応の件数が必要、②はコイン課金機の設備費とコイン回収の手間が必要、③は充電カード認証機の設備コストが必要となる。
- ・充電設備設置工事は、電気配線工事・充電器本体据付工事・充電スペース整備工事・付帯設備工事等からなる。充電器の設置位置は使い方等を考慮して工夫する必要がある。
- ・機械式駐車場への普通充電器設置については、駐車する搬器の移動距離が短い機械式駐車場方式の充電器適合性が高い。

## 2. 団体パーキング保険について

講師：東京海上日動火災保険株式会社 公務第一部 公務第一課 水木 彩乃 様

### <概要>

- ・団体パーキング保険は、駐車場を管理・運営されている会員の皆様に必要な補償を団体制度として作った保険で、自動車管理者賠償責任保険(自管賠)、施設賠償責任保険(施設賠)、放置車両対策保険からなるが、本日は自管賠と施設賠について説明する。
- ・自管賠は、駐車場に保管責任がある場合で、他人から預かった自動車に生じた事故に対する賠償損害を補償する保険である。当該保険が引受対象とする駐車場としては、①路外駐車場(駐車場法第16条)、②銀行、百貨店等の「お客様専用駐車場」(商法第594条第2項)、③上記①②には該当しないが、受託・管理の実態がある駐車場、の3つがあり、①と②については、記載の法律により特別な損害賠償責任が課されることがある。なお、個別判断が適切な場合もあるため、判断に迷われる場合は相談して頂きたい。
- ・自管賠で補償する事故例としては、損壊(管理者による移動中等)、紛失、盗取、詐取などである。補償の対象が車のため、支払保険金が高額となる事例は多くないが、機械式駐車場の操作ミスや誘導ミスなどによる保険金の支払い事例がある。
- ・施設賠は、施設の欠陥や、施設内外で行われる仕事の遂行によって生じた対人・対物事故による賠償損害を補償する保険である。人や車以外の物も対象になる点が自管賠とは異なる一方、自動車等の所有、使用または管理によって生じた事故は免責となる点に注意が必要である。なお、商業施設などで、別建物で駐車場がある場合等、商業施設で加入している施設賠に駐車場が含まれていない可能性もあるので、確認して頂きたい。
- ・施設賠で補償する事故例としては、施設の一部が落下するなどして車を傷つける、機械式駐車場の操作ミスで利用者にケガをさせる、といったものがある。人身事故の場合、ケガの程

度や状況、責任割合にもよるが、数百万円以上の損害賠償となるおそれもあることに留意してほしい。

- ・今回説明しなかった放置車両対策保険は、自管賠または施設賠のいずれかに加入した場合に加入できる保険である。コロナ禍をはじめとして、近年放置車両が問題になっていると伺っているため、ぜひこちらもご検討いただきたい。
- ・団体パーキング保険では、「団体割引」「安全対策割引」「規模による割引」という3つの割引がある。2022年度の募集にあたっては、「規模による割引」を従来の2倍に引き上げた。大規模に駐車場を運営されている会員様には、是非ご検討いただきたい。